

介護老人保健施設サニーヒル菅沢 利用料金について

通所リハビリテーション 及び 介護予防通所リハビリテーションの利用者負担額

1 通所リハビリテーション保険給付の自己負担額

保険給付の利用者負担額は、下記の介護費用額に負担割合証に記載の割合を乗じた額となります。

以下は、特にことわりがない限り、1日あたりの介護費用額です。

基本サービス費

時間 介護度	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護1	3,310	3,450	4,460	5,110	5,790	6,700	7,160
要介護2	3,600	4,000	5,230	5,980	6,920	8,010	8,530
要介護3	3,900	4,570	5,990	6,840	8,030	9,290	9,930
要介護4	4,190	5,130	6,970	7,950	9,350	10,810	11,570
要介護5	4,500	5,690	7,930	9,050	10,650	12,310	13,170

*山形市以外の市町村にお住まいの方の場合は、105/100 を乗じた金額となります（中山間地域等提供加算）。

上記基本サービス費に以下の介護費用額が加算されます。

*当事業所は、配置する介護職員の内、介護福祉士を一定基準以上配置しておりますので、介護従事者の配置状況により180円（サービス提供体制強化加算Ⅰイ）が加算されます。

*作業療法士・理学療法士の配置状況により、120円（3時間以上4時間未満）、160円（4時間以上5時間未満）、200円（5時間以上6時間未満）、240円（6時間以上7時間未満）、280円（7時間以上）（リハビリテーション提供体制加算）が加算されます。

*専従の作業療法士・理学療法士の配置状況により1～2時間の利用の場合、300円（理学療法士等体制強化加算）が加算されます。

*次のいずれにも適合した場合は、1月につき3,300円（リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ）が加算されます。

- ① 通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ② 当事業所の理学療法士等が、介護支援専門員を通じて、訪問介護などその他の居宅サービス事業所に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- ③ 新規に通所リハビリテーション計画を作成し、当事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、当該計画に従い、サービスを開始した日から1月以内に、居宅を訪問し、診療・

運動機能検査・作業能力検査等を行っていること。

④ 医師がリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行っていること。

* 次のいずれにも適合した場合は、1月につき開始月から6月以内は8,500円、6月超は5,300円（リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ）が加算されます。

① リハビリテーション会議を開催し、会議の内容を記録すること。

② 通所リハビリテーション計画について、計画作成に関与した理学療法士等が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに、医師へ報告していること。

③ 通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日から6月以内は1月に1回以上、6月超は3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、計画を見直していること。

④ 当事業所の理学療法士等が介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。

⑤ 次のいずれかに適合すること。

・当事業所の理学療法士等が、訪問介護などその他の居宅サービス事業所と居宅を訪問し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

・当事業所の理学療法士等が、居宅を訪問しその家族に対し、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

⑥ ①から⑤までに適合することを確認し、記録すること。

⑦ 医師がリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行っていること。

* リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）の算定要件において、②の利用者又はその家族への説明を、医師が行った場合は、1月につき開始月から6月以内は11,200円、6月超は8,000円（リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ）が加算されます。

* リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）の算定要件に加え、通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを厚生労働省へ提出した場合は、1月につき開始月から6月以内は12,200円、6月超は9,000円（リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ）が加算されます。

* 医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が、退院・退所又は認定日から3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合、1,100円（短期集中個別リハビリテーション実施加算）が加算されます。

* 認知症の方の生活機能改善を目的に集中的なリハビリテーションを個別に行った場合は、2,400円（認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ）、1月につき19,200円（認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ）が加算されます。

* リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（Ⅳ）が算定されている場合であって、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、リハビリテーションを計画的に行い、その有する能力の向上を支援した場合は、開始月から3月以内は1月につき20,000円、3月を越

え 6 月以内は 1 月につき 10,000 円（生活行為向上リハビリテーション実施加算）が加算されます。

*生活行為向上リハビリテーションの実施期間後の 6 月間は、所定単位数に 85/100 を乗じた金額となります。

*通所リハビリテーションの利用により日常生活動作や手段的日常生活動作が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行できるなど、質の高いサービスの提供を行い所定の要件を満たした場合は、120 円（社会参加支援加算）が加算されます。

*若年性認知症の利用者に対して、個別の担当者を定めてサービス提供をした場合には、600 円（若年性認知症利用者受入加算）が加算されます。

*要介護 3、要介護 4 又は 5 であって、2 時間以上サービス提供があり、次のいずれかの状態にある方について、1,000 円（重度療養管理加算）が加算されます。

イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している

ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している

ハ 中心静脈注射を実施している

ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する

ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している

ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の 4 級以上であり、ストーマの処置を実施している

ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている

チ 褥瘡に対する治療を実施している

リ 気管切開が行われている

*低栄養状態の改善を目的として、個別に栄養食事相談等の栄養管理を行った場合は、1 月に 2 回を限度として、1 回あたり 1,500 円（栄養改善加算）が加算されます。

*栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合は、6 月に 1 回を限度として、1 回あたり 50 円（栄養スクリーニング加算）が加算されます。

*口腔機能の向上を目的として、個別に口腔清掃の指導や実施、摂食・嚥下機能に関する訓練や指導を行った場合は、1 月に 2 回を限度として、1 回あたり 1,500 円（口腔機能向上加算）が加算されます。

*入浴介助を行った場合は、500 円（入浴介助加算）加算されます。

*当事業所が送迎を行わない場合は、片道につき 470 円を減じた金額となります。

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、上記合計額の 4.7%が加算されます。

*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を除く上記合計額の 2.0%が加算されます。

2 介護予防通所リハビリテーション保険給付の自己負担額

保険給付の利用者負担額は、下記の介護費用額に負担割合証に記載の割合を乗じた額となります。以下は、特にことわりがない限り、1月あたりの介護費用額です。

基本サービス費

要支援1：17,210円　　要支援2：36,340円

- *月の途中で要介護から要支援になった場合、要支援から要介護になった場合、要支援度が変わった場合、転居等により保険者が変更になった場合は、上記基本サービス費に替えて、要支援1は、1日につき570円、要支援2は、1日につき1,200円に利用日数を乗じた金額が算定されます。
- *山形市以外の市町村にお住まいの方の場合は、105/100を乗じた金額となります（中山間地域等提供加算）。

上記基本サービス費に以下の介護費用額が加算されます。

- *当事業所は、配置する介護職員の内、介護福祉士を一定基準以上配置しておりますので、介護従事者の配置状況により要支援1の場合720円、要支援2の場合1,440円が加算されます（サービス提供体制強化加算Iイ）。
- *次のいずれにも適合した場合は、1月につき3,300円（リハビリテーションマネジメント加算）が加算されます。
 - ① おおむね3月ごとに通所リハビリテーション計画を見直していること。
 - ② 当事業所の理学療法士等が、介護支援専門員を通じて、従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
 - ③ 医師がリハビリテーションの実施にあたり、詳細な指示を行っていること。
- *若年性認知症の利用者に対して、個別の担当者を定めてサービス提供をした場合には、2,400円（若年性認知症利用者受入加算）が加算されます。
- *運動器機能向上サービス（運動器機能の向上を目的とした、個別のリハビリテーション）を行った場合は、2,250円（運動器機能向上加算）が加算されます。
- *リハビリテーションマネジメント加算が算定されている場合であって、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、リハビリテーションを計画的に行い、その有する能力の向上を支援した場合は、開始月から3月以内は1月につき9,000円、3月を越え6月以内は1月につき4,500円（生活行為向上リハビリテーション実施加算）が加算されます。
- *生活行為向上リハビリテーションの実施期間後の6月間は、所定単位数に85/100を乗じた金額となります。
- *栄養改善サービス（低栄養状態の改善を目的とした、個別の栄養食事相談等の栄養管理）を行っ

た場合は、1,500円（栄養改善加算）が加算されます。

*栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合は、6月に1回を限度として、1回あたり50円（栄養スクリーニング加算）が加算されます。

*口腔機能向上サービス（口腔機能の向上を目的とした、個別の口腔清掃の指導や実施、摂食・嚥下機能に関する訓練や指導）を行った場合は、1,500円（口腔機能向上加算）が加算されます。

*事業所が生活機能の維持・改善に効果の高いサービス提供を行い所定の要件を満たした場合は、1,200円（事業所評価加算）が加算されます

*運動器機能向上サービス、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスのうち、2種類を実施した場合は4,800円（選択的サービス複数実施加算Ⅰ）、3種類を実施した場合は7,000円（選択的サービス複数実施加算Ⅱ）が、各加算に代えて加算されます。

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、上記合計額の4.7%が加算されます。

*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を除く上記合計額の2.0%が加算されます。

3 利 用 料

① 食費（1日当たり） 644円

② おしぼり代（1日当たり） 21円

手指消毒のための紙おしぼりやペーパータオル等の費用です。ご希望されない場合は、ご自身でご用意いただき処分等についてもご自身で行っていただきます。

② 販売物 実費

③ 教養娯楽費 実費

④ 理容代（1回あたり）

カット・顔そり：2,343円、丸坊主：2,241円、カットのみ：1,731円、顔そりのみ：1,731円
通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション実施前もしくは実施後に理容をご利用の場合にお支払いいただきます。

⑤ 私物の洗濯代 31円／点 私物の洗濯を施設に依頼される場合にお支払いいただきます。

⑥ 文書料 普通証明書：550円等